

6. 気象警報発令時及び公共交通機関不通時の文学部・文学研究科に係る 授業・試験の取扱い

気象警報が発令された場合又は公共交通機関が不通の場合、学生の事故防止のため、文学部・文学研究科の授業・試験を次のとおり取扱う。

1. 授業の休止，試験の延期

①下記(1)又は(2)の場合は，授業を休止し，又は試験を延期する。

(1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報，暴風警報が発令された場合，又は次の(イ)，(ロ)のいずれかに該当する場合

(イ) 京都市営バスが全面的に不通の場合

(ロ) JR 西日本(京都発着の在来線)，阪急電車(河原町・梅田間)，京阪電車(出町柳・淀屋橋又は中之島間)，近鉄電車(京都・西大寺間)，叡山電車のうち，いずれか3以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合

(2) 文学部長・文学研究科長の判断による場合

②授業・試験開始後に上記(1)又は(2)の事態が生じた場合は，授業を休止し，又は試験を延期する。

2. 特別警報，暴風警報の解除，公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施

特別警報，暴風警報が解除された場合，又は公共交通機関の運行が再開された場合は，以下の基準により授業・試験を実施する。

①午前 6 時 30 分までに解除・運行再開の場合 1 時限から実施

②午前 10 時 30 分までに解除・運行再開の場合 3 時限から実施

3. 特別警報，暴風警報の発令・解除，公共交通機関の運行の確認・周知

①特別警報，暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。

②1 時限開始後に上記 1 ①の事態が生じた場合は，掲示等により周知する。

附 記

この取扱いは，平成 16 年 10 月 1 日から実施する。

附 記

この取扱いは，平成 22 年 7 月 15 日から実施する。

附 記

この取扱いは，平成 27 年 7 月 16 日から実施する。